

長野県地域防災計画

風水害対策編

令和元年度修正（案）

（令和2年3月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>3 県民は、「<u>自らの命は自らが守る</u>」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>3 県民は、「<u>自分の命は自分で守る</u>」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考				
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="222 403 1231 495"> <tr> <td data-bbox="222 403 578 495">(12) (社福)長野県社 会福祉協議会</td> <td data-bbox="578 403 1231 495">災害ボランティアに関する事。 <u>災害派遣福祉チームに関する事。</u></td> </tr> </table>	(12) (社福)長野県社 会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。 <u>災害派遣福祉チームに関する事。</u>	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1418 403 2427 495"> <tr> <td data-bbox="1418 403 1774 495">(12) (社福)長野県社 会福祉協議会</td> <td data-bbox="1774 403 2427 495">災害ボランティアに関する事。</td> </tr> </table>	(12) (社福)長野県社 会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。	<p>平成31年2月に官民協働によるネットワークを立ち上げ災害派遣福祉チーム派遣に関する協定を締結したため</p>
(12) (社福)長野県社 会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。 <u>災害派遣福祉チームに関する事。</u>					
(12) (社福)長野県社 会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。					

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。 <u>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(カ) <u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、<u>土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</u></p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(カ) <u>洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした</u>「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p><u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</u></p> <p>(o) 農業用排水施設の整備、<u>決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p><u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</u></p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p><u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合</u></p>	<p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p>(o) 農業用排水施設の整備、<u>老朽ため池等の補強</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、廃棄物処理施設等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p>	
--	--	--

<p><u>的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</u></p> <p>(o) 農業用排水施設の整備、<u>決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p><u>d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</u></p> <p><u>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</u></p> <p><u>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討することが望ましい。</u></p>	<p>(o) 農業用排水施設の整備、<u>老朽ため池等の補強</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、ガス等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、電気、ガス、電話等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>平成24年3月21日付け 厚生労働省通知による</p>
---	---	------------------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）</p> <p>県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）</p> <p>県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。</p>	<p>誤植の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p><u>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(エ) <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p><u>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化</u>や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>平成30年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署数93、消防職員2,498人、消防団員数34,585人である。また、平成27年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員79.7%、消防ポンプ自動車100.6%で、いまだ十分な状況にあるとはいえない。</p> <p>大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>平成29年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署数93、消防職員2,463人、消防団員数34,830人である。また、平成27年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員79.7%、消防ポンプ自動車100.6%で、いまだ十分な状況にあるとはいえない。</p> <p>大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p>	<p>時点更新</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 指定避難所の整備</p> <p>県及び市町村は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）</p> <p>県及び市町村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(ウ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア等</u>の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 指定避難所の整備</p> <p>県及び市町村は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）</p> <p>県及び市町村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(ウ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、<u>ボランティア団体等</u>の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p>	<p>平成31年2月に官民協働によるネットワークを立ち上げ災害派遣福祉チーム派遣に関する協定を締結したため</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>(エ) 支援協力体制の整備</p> <p>市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、<u>NPO・ボランティア等</u>との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>(エ) 支援協力体制の整備</p> <p>市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、<u>ボランティア団体等</u>との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 指定避難所内の<u>一般スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられて<u>おり、また、災害が発生した場合において要配慮者が</u>相談等の支援を受けることができる体制が整備され、<u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの</u>を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、<u>冷暖房</u>等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、<u>LP</u>ガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>一般</u>の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、<u>エルピー</u>ガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年台風19号災害の対応を踏まえた修正</p> <p>標記を統一</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 農林水産省</p> <p>a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 農林水産省</p> <p>a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。</p>	<p>国の基本要領に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>平成31年3月31日現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、2,813箇所（976,457m³）の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、275箇所である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）</p> <p>(イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）</p> <p>(ウ) 水道施設災害等相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部）</p> <p>(エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部）</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車48台、給水タンク350個、ポリタンク等3,156個、ろ過器30器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）</p> <p>(イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）</p>	<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>平成30年3月31日現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、2,813箇所（976,457m³）の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、275箇所である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）</p> <p>(イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）</p> <p>(ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部）</p> <p>(エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部）</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>平成30年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車49台、給水タンク347個、ポリタンク等3,137個、ろ過器39器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）</p> <p>(イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）</p>	<p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。</p> <p>また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。</p> <p>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。</p> <p>また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。</p> <p>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p>	<p>記載誤り</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第23節 災害広報計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部)</p> <p>(イ) Lアラート(災害情報共有システム)、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。</p> <p><u>(ウ) Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u></p> <p><u>(エ)</u> 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</p> <p><u>(オ)</u> <u>(エ)</u>のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第23節 災害広報計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部)</p> <p>(イ) Lアラート(災害情報共有システム)、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</p> <p><u>(エ)</u> <u>(ウ)</u>のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成31年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成31年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,623箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。</p> <p>また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。</p> <p>これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について、<u>長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、</u>治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成30年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成30年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,623箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。</p> <p>また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。</p> <p>これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>長野県強靱化計画の改定を反映</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 危険防止のための事前規制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【道路管理者・警察本部が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。</u></p> <p><u>(イ)</u> 道路管理者並びに道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 事前の道路規制情報等事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 危険防止のための事前規制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【道路管理者・警察本部が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ア) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。</p> <p>(イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</p>	<p>令和元年度台風第19号 災害に係る振り返りによる修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。 (1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策 ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。 (2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には1,700箇所余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 防災重点ため池[*]等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。 <small>※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</small></p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には1,700箇所余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p>	<p>防災重点ため池の再選定に伴う修正</p> <p>長野県ため池整備計画の制定に伴う修正</p>

<p>(イ) ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。</p> <p>(ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。</p> <p>(エ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	<p>(イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</p> <p>(ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。</p> <p>(エ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、<u>適正かつ計画的な</u>間伐を実施する。</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</p> <p>(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、<u>間伐総合対策に基づき</u>間伐を実施する。</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</p> <p>(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</p>	<p>事業の変更に伴い修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>f 「<u>自らの命は自らが守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p><u>(イ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(ウ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物(ハザードマップ等)の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。</p> <p><u>(エ) 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p> <p>(オ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。</p> <p>(カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自分の命は、自分で守る。</u>」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>f 「<u>自分の命は自分で守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(イ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物(ハザードマップ等)の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。</p> <p>(エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>育を実施する。</p> <p><u>(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(ケ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。</p> <p>(コ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。</p> <p>(オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。</p> <p><u>(カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p> <p>(キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p> <p><u>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩</p>	<p>育を実施する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(オ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(カ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。</p> <p>(キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。</p> <p>(エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(カ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩</p>	
---	--	--

<p>防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</p> <p>(サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(キ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</p> <p>(ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【訓練の実施機関において実施する計画】</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>b 学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【訓練の実施機関において実施する計画】</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>b 学校、自主防災組織、民間企業、<u>ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>ウ 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ウ 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p><u>(イ) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ)</u> 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(イ)</u> 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> 平常時から地域団体、<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、<u>NPO・ボランティア等</u>と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>平常時から地域団体、<u>NPO等のボランティア団体</u>の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、<u>ボランティア団体</u>と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や<u>これらの異なる組織</u>の活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																																
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="243 491 1273 810"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)早期注意情報(警戒級の可能性)</p> <p>警戒級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(2)通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="216 1213 1273 1549"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th colspan="2">長野県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>電 話</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県(危機管理部)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-5208~5210</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8739</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NHK長野放送局</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8840</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8841</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北陸地方整備局(千曲川河川事務所)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-284</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-359</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	機 関 名	長野県防災行政無線		電 話		長野県(危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210	F A X	8-231-8739	NHK長野放送局	電 話	8-231-8840	F A X	8-231-8841	北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1436 491 2466 810"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒判定メッシュ情報</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)警戒級の可能性</p> <p>警戒級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(2)通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="1409 1213 2466 1549"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th colspan="2">長野県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>電 話</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県(危機管理部)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-5208~5210</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8739</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NHK長野放送局</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8840</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8841</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北陸地方整備局(千曲川河川事務所)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-284</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-319</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	機 関 名	長野県防災行政無線		電 話		長野県(危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210	F A X	8-231-8739	NHK長野放送局	電 話	8-231-8840	F A X	8-231-8841	北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319	<p>高解像度化の実施</p> <p>名称の変更による</p> <p>電話番号の変更</p>
種 類	概 要																																																	
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。																																																	
機 関 名	長野県防災行政無線																																																	
	電 話																																																	
長野県(危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210																																																
	F A X	8-231-8739																																																
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840																																																
	F A X	8-231-8841																																																
北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																																																
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359																																																
種 類	概 要																																																	
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																																																	
機 関 名	長野県防災行政無線																																																	
	電 話																																																	
長野県(危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210																																																
	F A X	8-231-8739																																																
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840																																																
	F A X	8-231-8841																																																
北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																																																
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319																																																

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(11) 医療施設関係被害状況報告</p> <p style="text-align: center;">様式12号</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告 ウ 私立施設</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統 別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(11) 医療施設関係被害状況報告</p> <p style="text-align: center;">様式12号</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告 ウ 私立施設</p>	<p>重複の削除</p> <p>医療提供施設である薬局について、被害状況を収集する必要があることから、所管課である県薬事管理課及び保健福祉事務所食品・生活衛生課を追記する。</p> <p>組織改編による</p>

新	旧	修正理由・備考																								
<p align="center">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(1) 責務</p> <p>県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。</p> <p>(2) <u>災害対策本部等の危機管理初動体制</u></p> <p><u>ア災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする。</u></p>	<p align="center">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(1) 責務</p> <p>県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。</p> <p>(2) <u>活動体制</u></p> <p><u>災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。</u></p> <p><u>各体制の人員については、別表「活動人員一覧」(資料編参照)による。</u></p> <p><u>なお関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。</u></p> <p><u>(活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準)</u></p>	<p>危機管理初動体制の見直しによる</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制 (職員参集)</th> <th>役割</th> <th>本部員等</th> <th>設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎は自動参集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当部局・課対応(第一次参集)</td> <td>主に災害発生前に情報収集・伝達を行う</td> <td>二</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度3の地震発生時 ◎大雨若しくは洪水注意報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ◎林野火災における空中消火実施時 ◎県内の市町村で住民に対し警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始発令時(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた場合 </td> </tr> <tr> <td>警戒連絡会議(第二次参集)</td> <td>避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。</td> <td>危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもって構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員) ◎県内で警戒レベル4避難勧告又は避難指示(緊急)発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合 </td> </tr> </tbody> </table>	活動体制 (職員参集)	役割	本部員等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎は自動参集	担当部局・課対応(第一次参集)	主に災害発生前に情報収集・伝達を行う	二	<ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度3の地震発生時 ◎大雨若しくは洪水注意報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ◎林野火災における空中消火実施時 ◎県内の市町村で住民に対し警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始発令時(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた場合 	警戒連絡会議(第二次参集)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。	危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもって構成	<ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員) ◎県内で警戒レベル4避難勧告又は避難指示(緊急)発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒一次体制</td> <td>◎災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策)</td> <td>右の基準で該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が準備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時 </td> </tr> <tr> <td>警戒二次体制</td> <td>◎災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ◎災害関係課等の職員で情報収集活動を円滑に行う体制とする。</td> <td>右の基準で該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(入山危険)発表時> ◎県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ◎以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時 </td> </tr> </tbody> </table>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	警戒一次体制	◎災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策)	右の基準で該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が準備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時 	警戒二次体制	◎災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ◎災害関係課等の職員で情報収集活動を円滑に行う体制とする。	右の基準で該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(入山危険)発表時> ◎県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ◎以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時 	
活動体制 (職員参集)	役割	本部員等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎は自動参集																							
担当部局・課対応(第一次参集)	主に災害発生前に情報収集・伝達を行う	二	<ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度3の地震発生時 ◎大雨若しくは洪水注意報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ◎林野火災における空中消火実施時 ◎県内の市町村で住民に対し警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始発令時(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた場合 																							
警戒連絡会議(第二次参集)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。	危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもって構成	<ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員) ◎県内で警戒レベル4避難勧告又は避難指示(緊急)発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合 																							
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																							
警戒一次体制	◎災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策)	右の基準で該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が準備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時 																							
警戒二次体制	◎災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ◎災害関係課等の職員で情報収集活動を円滑に行う体制とする。	右の基準で該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(入山危険)発表時> ◎県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ◎以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時 																							

<p>警戒・対策本部 (第三次(非常)参集)</p>	<p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行う。必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う。</p>	<p>本部長：危機管理監(対応出来ない場合は副知事の内、予め定めた者) 本部員：別紙の部局長又は予め定めた者</p>	<p>◎県内震度5強の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)発表時 ◎噴火警戒レベル3(入山規制)発表時<レベル未導入の火山は火山口周辺警報(入山危険)発表時> ◎噴火速報発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「施設敷地緊急事態※」が発生した場合 ◎今後、特別警報の発表並びに住宅被害及び死者が想定される大規模な災害の発生が予想される場合等で、全部局での対応が必要と知事、副知事又は危機管理監が認めた場合</p>	<p>非常体制</p>	<p>◎災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ◎事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。</p>	<p>右の基準で該当した時から、知事が酒記備の必要がないと認められた時又は他の体制に移行した時まで。</p>	<p>◎県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ◎長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ◎南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合 ◎以下のいずれかの状況下で知事が必要と認められた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ・南海トラフ巨大地震発生時</p>
<p>災害対策本部 (第四次(緊急)参集又は全員参集)</p>	<p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。</p>	<p>本部長：知事(対応出来ない場合は①危機管理部を所管する副知事、②その他の副知事③危機管理監) 副本部長：副知事 本部員：危機管理監、全部局長、公営企業管理者、教育長、県警本部長</p>	<p>【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時 ◎噴火警戒レベル4(避難準備)発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合 ◎特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)の発表時 ◎県内で警戒レベル5災害発生情報発令時 ◎複数の住宅被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全部局での対応が必要と知事が認めた場合</p>	<p>緊急体制</p>	<p>◎災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。</p>	<p>右の基準で該当した時から、知事が酒記備の必要がないと認められた時又は他の体制に移行した時まで</p>	<p>◎県下に震度6弱の地震が発生した時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域激重警戒)発表時> ◎大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認められた時</p>
			<p>【全員参集】 ◎県内震度6強又は7の地震発生時 ◎噴火警戒レベル5(避難)発表時<レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域激重警戒)発表時> ◎県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 ◎複数地域振興局管内で、複数の住宅被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合</p>	<p>全体体制</p>	<p>◎県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ◎災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。</p>	<p>右の基準で該当した時から、知事が酒記備の必要がないと認められた時又は他の体制に移行した時まで。</p>	<p>◎県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ◎東海地震が発生した場合 ◎東海地震注意情報が発表された場合 ◎東海地震予知情報が発表された場合 ◎県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認められた時</p>

◎ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

イ 各体制の職員参集について、地域振興局及び各部署が、あらかじめ活動する人員を定めておくものとする。別表「活動人員一覧」(資料編参照)
ウ 職員参集は状況変化に応じて、各部の判断で拡大、縮小する。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ア) 指示によらない参集

職員は、災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(イ) その他の場合

前期(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ア) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(イ) その他の場合

活動体制をとる場合は、危機管理部から部局第一連絡者及び災害対策本部室要員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

イ 自主参集

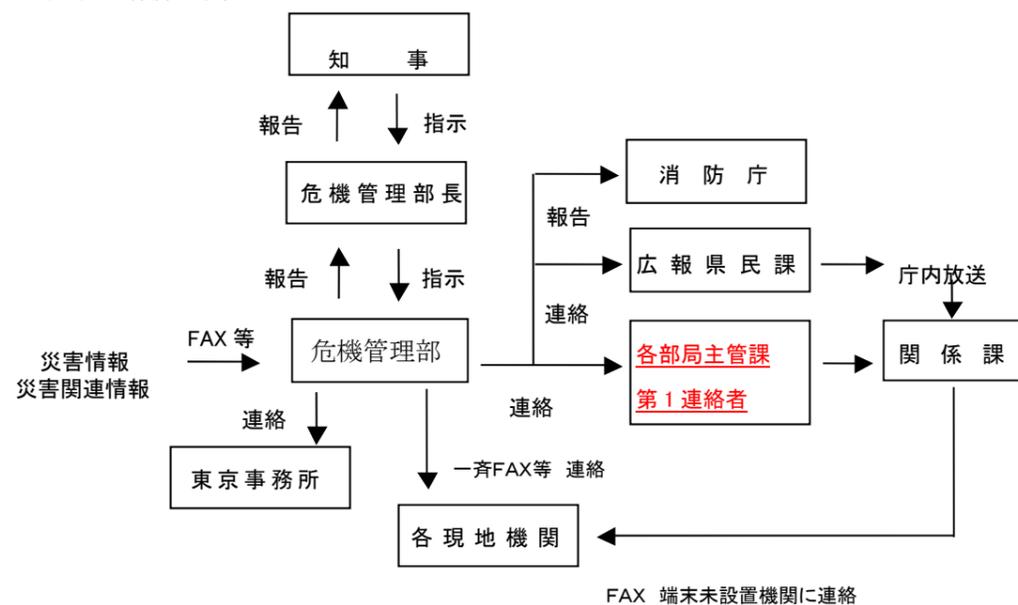
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



前期(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

イ 自主参集

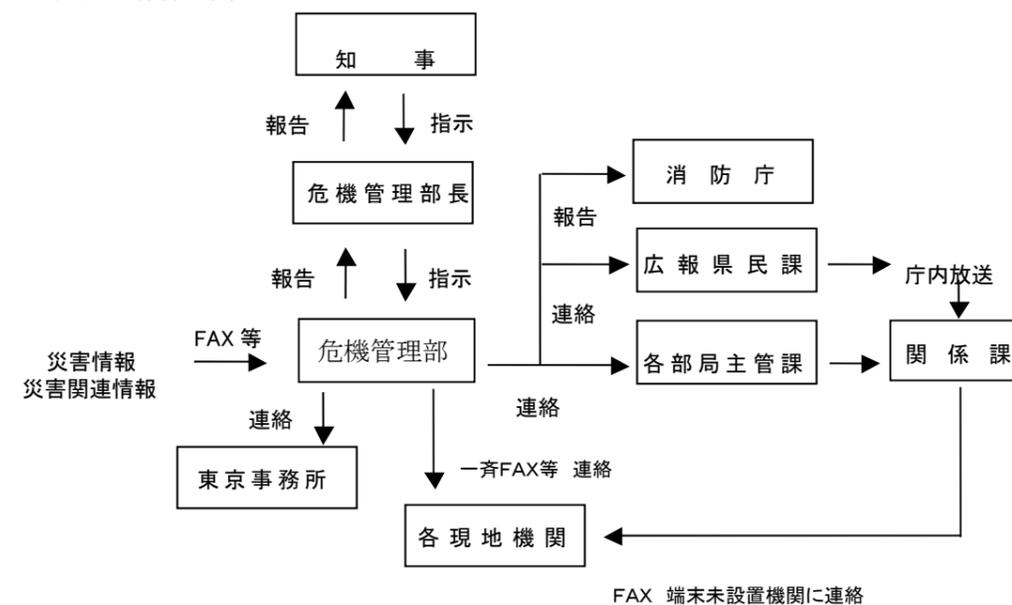
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



<p>県本部を設置した場合は、その旨消防庁に報告する。</p> <p>ウ 本部の移転 県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。</p> <p>エ 活動要領 (ア) 災害対策本部室の活動要領 a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。 <u>b 長野県災害対策本部（以下「本部」という。）の初動期における組織及び運営に関しては、「長野県災害対策本部規程」に定めるものとし、災害対応のフェーズの変化に応じて被災者生活再建支援に関する組織を設置する等柔軟に対応する。</u> c 災害対策本部室の要員は、あらかじめ危機管理監が指名した職員等で構成する。 d 災害対策本部室には、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会、(一社)長野県LPガス協会、長野県石油商業組合等）の代表者等により構成する。 e 災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。 f 上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むNPO・NGO等との連携・調整体制の構築を図るため「NPO・NGO代表等」を置く。 g 「NPO・NGO代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。</p> <p>(イ) 各部班の活動要領 a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。 b 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。 c 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。 d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。 e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。 f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。</p> <p>(ウ) 本部員会議 a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。 b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。</p>	<p>県本部を設置した場合は、その旨消防庁に報告する。</p> <p>オ 本部の移転 県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。</p> <p>カ 活動要領 (ア) 災害対策本部室の活動要領 a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。 <u>b 災害対策本部室に「総括調整」、「活動調整」、「情報収集・分析」、「物資調整」、「広域応援・救助」、「情報発信」、「庶務」の各担当を置く。</u> c 災害対策本部室の各担当は、あらかじめ指名された職員等から構成する。 d 災害対策本部室「物資調整担当」は、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会、(一社)長野県LPガス協会、長野県石油商業組合等）の代表者等により構成する。 e 災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。 f 上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むNPO・NGO等との連携・調整体制の構築を図るため「NPO・NGO代表等」を置く。 g 「NPO・NGO代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。</p> <p>(イ) 各部班の活動要領 a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。 b 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。 c 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。 d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。 e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。 f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。</p> <p>(ウ) 本部員会議 a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。 b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。</p>
---	---

<p>c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。</p> <p>d 本部員会議には、<u>国</u>、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。</p> <p><u>オ</u> 災害拠点施設の機能確保 災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財)中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。</p> <p><u>カ</u> 国の非常本部等の現地対策本部との連携 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。</p> <p><u>キ</u> 本部の廃止 本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。</p> <p>(ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき</p> <p>(イ) 避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき</p> <p>(ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき</p> <p>(エ) 被害数値がおおむね確定したとき</p> <p>(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき</p> <p><u>ク</u> 長野県水防本部との関係 長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。</p>	<p>c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。</p> <p>d 本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。</p> <p>キ 災害拠点施設の機能確保 災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財)中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。</p> <p>ク 国の非常本部等の現地対策本部との連携 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。</p> <p>ケ 本部の廃止 本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。</p> <p>(ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき</p> <p>(イ) <u>公的</u>避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき</p> <p>(ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき</p> <p>(エ) 被害数値がおおむね確定したとき</p> <p>(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき</p> <p>コ 長野県水防本部との関係 長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。</p>	
---	---	--

<p>【参考】 長野県災害対策本部組織編成図</p> <p>本部室 (総括調整担当、活動調整担当、応援受援本部、情報収集担当、広域応援・救助担当、情報発信担当、庶務担当)</p> <p>中央連絡部 (中央連絡班)</p> <p>企画振興部 (総合政策班、情報政策班、先端技術活用推進班、広報県民班、交通政策班、市町村班、地域振興班)</p>	<p>【参考】 長野県災害対策本部組織編成図</p> <p>本部室 (総括調整担当、活動調整担当、物資調整担当、情報収集・分析担当、広域応援・救助担当、情報発信担当、庶務担当)</p> <p>中央連絡部 (中央連絡班)</p> <p>企画振興部 (総合政策班、情報政策班、広報県民班、交通政策班、市町村班、地域振興班)</p>	<p>平成31年 4月1日 付組織改 正による 修正及び 追加</p>
<p>【参考】 長野県災害対策本部組織編成図</p> <p>知事(副知事)(危機管理監)(室長、部長)</p> <p>公営企業管理者 教育長 警察本部長 危機管理部長 企画振興部長 総務部長 県民文化部長 健康福祉部長 環境部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 林務部長 建設部長 会計管理者 東京事務所長</p> <p>(室付、部付)</p> <p>リエア推進担当部長 先端技術担当部長 こども若者担当部長 雇用就業支援担当部長 信州マーケティング戦略担当部長 企業局長 教育次長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長</p>	<p>【参考】 長野県災害対策本部組織編成図</p> <p>知事(副知事)(危機管理監)(室長、部長)</p> <p>公営企業管理者 教育長 警察本部長 危機管理部長 企画振興部長 総務部長 県民文化部長 健康福祉部長 環境部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 林務部長 建設部長 会計管理者 東京事務所長</p> <p>(室付、部付)</p> <p>リエア推進担当部長 ICT推進担当部長 こども若者担当部長 雇用就業支援担当部長 信州マーケティング戦略担当部長 企業局長 教育次長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長</p>	

長野県災害対策本部組織及び事務分掌

企画振興部 部長 企画振興部長 部付 先端技術担当 部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事
	情報政策班 (情報政策課長)	① 行政情報ネットワークに関する事 ② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関する事 ③ 部内等の応援に関する事
	先端技術活用推進班 (先端技術活用推進課長)	① 部内等の応援に関する事
	広報県民班 (広報県民課長)	① 部内等の応援に関する事
	交通政策班 (交通政策課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事 ② 松本空港の応急対策に関する事 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事
	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事

総務部 部長 総務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する事
	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事
	コンプライアンス・行政経 営班 (コンプライアンス・行政経 営課長)	① 部内等の応援に関する事
	職員班 (職員課長)	① 空き職員宿舎の被災者への提供に係る調整等に関する事 ② 職員の惨事ストレス対策に関する事 ③ 部内等の応援に関する事
	財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関する事
	財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する事 ② 有線電話に関する事 ③ 会議室の使用停止 (災害対応への優先使用) に関する事 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事
	税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等に関する事 ② 本県への災害支援に係るふるさと納税の募集に関する事 ③ 部内等の応援に関する事
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する事
	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する事
	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センタ 一所长)	① 部内等の応援に関する事

長野県災害対策本部組織及び事務分掌

企画振興部 部長 企画振興部長 部付 情報化推進担当 部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事
	情報政策班 (情報政策課長)	① 行政情報ネットワークに関する事 ② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関する事 ③ 部内等の応援に関する事
	広報県民班 (広報県民課長)	① 部内等の応援に関する事
	交通政策班 (交通政策課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事 ② 松本空港の応急対策に関する事 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事
	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事

総務部 部長 総務部長 部付 県立大学設立 担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する事
	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事
	コンプライアンス・行政経 営班 (コンプライアンス・行政経 営課長)	① 部内等の応援に関する事
	職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関する事 ② 職員住宅の応急対策等に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する事 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する事
	財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関する事
	財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する事 ② 有線電話に関する事 ③ 会議室の使用停止 (災害対応への優先使用) に関する事 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事
	税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事 ③ 部内等の応援に関する事
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する事
	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する事
	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センタ 一所长)	① 部内等の応援に関する事

活動内容
の整理と
台風第19
号災害対
応に伴う
追記及び
重複内容
のため統
合

健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応（災害時住民支え合いマップ）に関する事
		② ボランティアの受入等に関する事
		③ (福)長野県社会福祉 議会との調整に関する事
		④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事
		⑤ <u>災害派遣福祉チームの派遣に関する事</u>

健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応（災害時住民支え合いマップ）に関する事
		② ボランティアの受入等に関する事
		③ (福)長野県社会福祉 議会との調整に関する事
		④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事

農政部 〔部長 農政部長〕	○連絡調整員 農業政策班 (農業政策課長) ○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事
		② 部内の連絡調整に関する事
		③ 公用令書による公用負担に関する事
		④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事
		⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事
		⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事
		⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事
		⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事
		⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事
⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事		
⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事		
① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事		
② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		

農政部 〔部長 農政部長〕	○連絡調整員 農業政策班 (農業政策課長) ○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事
		② 部内の連絡調整に関する事
		③ 公用令書による公用負担に関する事
		④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事
		⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事
		⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事
		⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事
		⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事
		⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事
⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事		
⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事		
① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事		
② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		

建設部 〔部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長〕	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事
		② 県営住宅の被害状況調査に関する事
		③ 被災県営住宅の応急対策に関する事
		④ 災害公営住宅の建設に関する事
		⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事
		⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事
		⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事
		⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事
		⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事
		⑩ 被災建築物の情報収集に関する事
		⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 <u>(震災に限る。)</u>
		⑫ 被災者用住宅の確保に関する事
		⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事
		⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事
		⑮ 水防活動の応援に関する事

建設部 〔部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長〕	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事
		② 県営住宅の被害状況調査に関する事
		③ 被災県営住宅の応急対策に関する事
		④ 災害公営住宅の建設に関する事
		⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事
		⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事
		⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事
		⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事
		⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事
		⑩ 被災建築物の情報収集に関する事
		⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事
		⑫ 被災者用住宅の確保に関する事
		⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事
		⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事
		⑮ 水防活動の応援に関する事

災害派遣
福祉チー
ム派遣に
関する協
定を締結
したため

誤記

被災建築
物応急危
険度判定
は震災の
み対象の
ため

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p><u>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</u></p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</u></p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																												
<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>3 広域航空消防応援ヘリコプター</p> <p>(1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="320 537 1130 642"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>横浜市</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>(2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="299 867 1124 972"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>千葉市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>3 広域航空消防応援ヘリコプター</p> <p>(1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1516 537 2326 642"> <tr> <td>群馬県</td> <td>東京消防庁</td> <td>新潟県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>富山県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>(2) 第一次航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1495 867 2320 972"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>京都府</td> <td>千葉市</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>石川県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>大阪市</td> </tr> </table>	群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県	埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市	福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市	<p>国の計画に合わせて修正</p>
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県																																										
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																										
栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県																																									
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																									
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県																																										
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市																																										
栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市																																									
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市																																									

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p><u>(七) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p><u>(ス) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>DPATの派遣に関する記載の追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 水防活動</p> <p>ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 緊急時の措置</p> <p><u>計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。</u></p> <p>施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 水防活動</p> <p>ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 緊急時の措置</p> <p>施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。</p>	<p>ダム操作規則との整合</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）</p> <p>(ア) 避難所での生活環境整備</p> <p>要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する（資料編26参照）</p> <p>(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施</p> <p>県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。</p> <p>(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保</p> <p>社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>(エ) 応急仮設住宅等の確保</p> <p>要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p><u>(オ) 災害派遣福祉チームの派遣</u></p> <p><u>市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チームの派遣を要請する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）</p> <p>(ア) 避難所での生活環境整備</p> <p>要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市町村の対策を支援する（資料編26参照）</p> <p>(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施</p> <p>県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。</p> <p>(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保</p> <p>社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>(エ) 応急仮設住宅等の確保</p> <p>要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>平成31年2月に官民協働によるネットワークを立ち上げ災害派遣福祉チーム派遣に関する協定を締結したため。</p>

新	旧	修正理由・備考																											
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p><u>また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</u></p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜避難情報等＞</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜防災気象情報＞</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">警戒レベル</th> <th style="width: 35%;">避難行動等</th> <th style="width: 15%;">避難情報等</th> <th style="width: 35%;">【警戒レベル相当情報(例)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: black; color: white; text-align: center;">警戒レベル 5</td> <td>既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。</td> <td>災害発生情報^{※2} ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）</td> <td>警戒レベル5相当情報 冠層発生情報 大雨特別警報 等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: purple; color: white; text-align: center;">警戒レベル 4 全員避難</td> <td>速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。</td> <td>避難勧告 避難指示（緊急）^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</td> <td>警戒レベル4相当情報 冠層危険情報 土砂災害警戒情報 等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: red; color: white; text-align: center;">警戒レベル 3 高齢者等避難</td> <td>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。</td> <td>避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）</td> <td>警戒レベル3相当情報 冠層警戒情報 洪水警報 等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">警戒レベル 2</td> <td>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発令）</td> <td rowspan="2" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: gray; text-align: center;">警戒レベル 1</td> <td>災害への心構えを高めましょう。</td> <td>早期注意情報 （気象庁が発令）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	＜避難情報等＞		＜防災気象情報＞		警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 冠層発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 冠層危険情報 土砂災害警戒情報 等	警戒レベル 3 高齢者等避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）	警戒レベル3相当情報 冠層警戒情報 洪水警報 等	警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発令）	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。	警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発令）	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p><u>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所と</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
＜避難情報等＞		＜防災気象情報＞																											
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】																										
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 冠層発生情報 大雨特別警報 等																										
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 冠層危険情報 土砂災害警戒情報 等																										
警戒レベル 3 高齢者等避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）	警戒レベル3相当情報 冠層警戒情報 洪水警報 等																										
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発令）	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。																										
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発令）																											

<p><u>設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営<u>管理</u>に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>民間</u>賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。<u>(国から通知があった場合はこの限りでない。)</u></p>	<p><u>して開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(イ) <u>要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a 賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。</p>	<p>補足事項の追加</p>
---	--	----------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部)</p>	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部)</p>	<p>国の基本要領に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（環境部）</p> <p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。</p> <p>(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。</p> <p>(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、<u>(公社)日本水道協会</u>に要請を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（環境部）</p> <p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。</p> <p>(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。</p> <p>(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、<u>厚生労働省等</u>に要請を行う。</p>	<p>記載誤り</p> <p>記載誤り</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>市町村は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。</p> <p>特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>市町村は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。</p> <p>特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ<u>関係機関に</u>、精神科医師等の専門職員から成る<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>又は心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（<u>DPAT事務局</u>）に対して<u>他都道府県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>の派遣調整を要請する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。</p> <p>(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。</p> <p>(ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>給食施設等</u>の復旧活動等を速やかに推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員から成る心のケアチームを派遣するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国に対して<u>心のケアチーム</u>の派遣を要請する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。</p> <p>(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。</p> <p>(ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>集団給食施設等</u>の復旧活動等を速やかに推進するものとする。</p>	<p>DPATの派遣に関する記載を追加するほか文言を整理</p> <p>現在の健康増進法では「集団給食施設」を「特定給食施設」に変更している。</p> <p>また、保育園等小規模の給食施設であっても施設利用者への提供もしくは炊き出しのために早期復旧が必要であるため、「集団」の文言を削除。</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。</p> <p>(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。</p> <p>(ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。</p> <p>(エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。</p> <p>(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、<u>速やかに</u>仮置き場を設け、<u>住民へ周知</u>する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p> <p>(カ) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。</p> <p>(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。</p> <p>(ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。</p> <p>(エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。</p> <p>(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p> <p>(カ) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設における、<u>PRTR対象物質などの</u>危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 	<p style="text-align: center;">第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 	<p>環境省防災業務計画の変更による</p> <p>※「危険物」にPRTR等化学物質が含まれることを明示するため。</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する対策】</p> <p>イ 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（環境部）及び市町村が実施する対策】</p> <p>イ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第27節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p><u>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 基本方針</p> <p>(7) 北陸信越運輸局</p> <p><u>ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第27節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 基本方針</p> <p>(7) 北陸信越運輸局</p> <p>鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村から、被災<u>建築物（震災に限る。）</u>や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(建設部)</p>	<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ)市町村から、被災<u>住宅</u>や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(建設部)</p>	<p><住宅⇒建築物> 住宅以外の建築物も応急危険度判定の対象となるため</p> <p><震災に限る> 被災建築物応急危険度判定は震災のみ対象のため</p> <p>【備考（制度の名称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物<u>応急危険度</u>判定 ・被災宅地危険度判定

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(ア) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(ア) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) <u>道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。</u>また、<u>日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、<u>迅速かつ的確な情報提供を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとととともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p>	誤字

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容 2 実施計画 ア【県が実施する対策】 (エ) 県は、動物愛護及び感染症等の<u>まん延</u>防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。(健康福祉部、<u>農政部</u>)</p>	<p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容 2 実施計画 ア【県が実施する対策】 (エ) 県は、動物愛護及び感染症等の<u>蔓延</u>防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。(健康福祉部、<u>農政部</u>)</p>	表記の整理

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っている<u>NPO・ボランティア等</u>と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(<u>NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織</u>)<u>を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(<u>NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織</u>)<u>を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っている<u>ボランティア団体等</u>と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(<u>ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織</u>)<u>と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(<u>ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織</u>)<u>と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ)【義援金】</p> <p>__県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ)【義援金】</p> <p>a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p> <p><u>b 県が実施する義援金は、次の区分による。</u></p> <p><u>(a) 委員会に寄託し配分する義援金</u></p> <p><u>(b) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定されている場合）</u></p>	<p>県が実施する義援金は委員会に寄託する（引継ぐ）こととなっており、被災地へ直接送金する義援金は存在しないため</p>

新	旧	修正理由・備考																																				
<p>第40節 災害救助法の適用</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 救助の実施</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県、市町村は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、<u>市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市町村長に事務の一部を委任する。</u></p> <p><u>なお、市町村に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救助の種類</th> <th style="text-align: center;">県が実施する事務</th> <th style="text-align: center;">市町村に委任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>避難所の設置</u></td> <td style="text-align: center;"><u>市町村からの要請による資材調達</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その他全て</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>応急仮設住宅の供与</u></td> <td style="text-align: center;"><u>委任する事務以外全て</u></td> <td style="text-align: center;"><u>募集・維持管理</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>炊き出しその他による食品の給与</u></td> <td style="text-align: center;"><u>市町村からの要請による食品の調達</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その他全て</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>飲料水の供給</u></td> <td style="text-align: center;"><u>県管理上水道の受給者への供給</u></td> <td style="text-align: center;"><u>市町村管理上水道の受給者への供給</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>全て</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医療及び助産</u></td> <td style="text-align: center;"><u>DMAT等の救護班による活動</u></td> <td style="text-align: center;"><u>インフルエンザの予防接種等</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>災害にかかった者の救出</u></td> <td style="text-align: center;"><u>全て</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>住宅の応急修理</u></td> <td style="text-align: center;"><u>応急修理実施要領の制定</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その他全て</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>埋葬</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>全て</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>死体の捜索・処理</u></td> <td style="text-align: center;"><u>全て</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>障害物の除去</u></td> <td style="text-align: center;"><u>市町村からの要請による資材調達</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その他全て</u></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	県が実施する事務	市町村に委任する事務	<u>避難所の設置</u>	<u>市町村からの要請による資材調達</u>	<u>その他全て</u>	<u>応急仮設住宅の供与</u>	<u>委任する事務以外全て</u>	<u>募集・維持管理</u>	<u>炊き出しその他による食品の給与</u>	<u>市町村からの要請による食品の調達</u>	<u>その他全て</u>	<u>飲料水の供給</u>	<u>県管理上水道の受給者への供給</u>	<u>市町村管理上水道の受給者への供給</u>	<u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u>		<u>全て</u>	<u>医療及び助産</u>	<u>DMAT等の救護班による活動</u>	<u>インフルエンザの予防接種等</u>	<u>災害にかかった者の救出</u>	<u>全て</u>		<u>住宅の応急修理</u>	<u>応急修理実施要領の制定</u>	<u>その他全て</u>	<u>埋葬</u>		<u>全て</u>	<u>死体の捜索・処理</u>	<u>全て</u>		<u>障害物の除去</u>	<u>市町村からの要請による資材調達</u>	<u>その他全て</u>	<p>第40節 災害救助法の適用</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 救助の実施</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県、市町村は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、<u>救助の実施に関する職権は市町村長に委任することがある。</u></p>	<p>台風第19号災害の教訓及び平成27年3月31日府政防第283号内閣府政策統括官通知における技術的助言を踏まえた対応</p>
救助の種類	県が実施する事務	市町村に委任する事務																																				
<u>避難所の設置</u>	<u>市町村からの要請による資材調達</u>	<u>その他全て</u>																																				
<u>応急仮設住宅の供与</u>	<u>委任する事務以外全て</u>	<u>募集・維持管理</u>																																				
<u>炊き出しその他による食品の給与</u>	<u>市町村からの要請による食品の調達</u>	<u>その他全て</u>																																				
<u>飲料水の供給</u>	<u>県管理上水道の受給者への供給</u>	<u>市町村管理上水道の受給者への供給</u>																																				
<u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u>		<u>全て</u>																																				
<u>医療及び助産</u>	<u>DMAT等の救護班による活動</u>	<u>インフルエンザの予防接種等</u>																																				
<u>災害にかかった者の救出</u>	<u>全て</u>																																					
<u>住宅の応急修理</u>	<u>応急修理実施要領の制定</u>	<u>その他全て</u>																																				
<u>埋葬</u>		<u>全て</u>																																				
<u>死体の捜索・処理</u>	<u>全て</u>																																					
<u>障害物の除去</u>	<u>市町村からの要請による資材調達</u>	<u>その他全て</u>																																				

<p>(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。</p> <p>(ウ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。</p> <p>委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。</p> <p>(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。</p> <p>(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「<u>避難所の設置</u>」の業務の実施に努める。</p>	<p>(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。</p> <p>(ウ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。</p> <p>委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。</p> <p>(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。</p> <p>(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。</p> <p>被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。</p> <p>被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。</p> <p>被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。</p>	<p>重複項目の削除</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 計画的な復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。</p> <p>その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。</p> <p><u>また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。</u></p> <p>(ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し</u>、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>(エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>(オ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 計画的な復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。</p> <p>その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。</p> <p>(ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>(エ) 建築物等の解体<u>当</u>による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする<u>ものとする</u>。</p> <p>(オ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>平成30年7月に地方公共団体が国土交通省が地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を公表したことによる追記。</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>誤字の修正及び重複の削除</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、<u>公営住宅等</u>への優先入居を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに<u>公営住宅等</u>への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) <u>県営住宅等</u>への優先入居（建設部）</p> <p>災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、<u>県営住宅等</u>への優先入居の措置をとる。</p> <p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は</u>、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>10 罹災証明書の交付</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する対策】</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によ</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに<u>公営住宅</u>への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) <u>県営住宅</u>への優先入居（建設部）</p> <p>災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、<u>県営住宅</u>への優先入居の措置をとる。</p> <p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における</u>健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</p> <p><u>(イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置をとるものとする。</u></p> <p>10 罹災証明書の交付</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する対策】</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p>	<p>公営住宅のほか、職員宿舎も含むため</p> <p>組織変更により、運営主体に変更があったため</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<u>り実施するものとする。</u>		
--------------------	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(1)基本方針</p> <p>被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。</p> <p><u>また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(1)基本方針</p> <p>被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>